議会だより

昭和四十六年最終の定例議会は、歳末もおしせまった十二月二十三日に招集されました。

当日は一般質問として、学校施設対策、公害対策、道路対策、福祉対策、房総導水路対策、国民保養センターの運営、消防貯水槽問題等々、町政の各部門にわたっての質疑応答が行なわれました。

つづいて議案四件、認定四件が提案され、慎重審議の結果、各案件ともにそれぞれ可決されました。

議件は次のとおりでした。

▼議案第一号　財産の取得について（昭和四十七年度において山武郡市広域行政組合により改築が予定されている老人ホームの敷地として、坂田池字溜池の土地九、六二〇平方米を三千二百六十万八千円で取得するため議会の議決を求めるもの）

▼議案第二号　千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定について、

▼議案第三号　千葉県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約の一部を改正する規約制定について、

▼議案第四号　昭和四十六年度横芝町一般会計補正予算議定について、（才入才出ともに二千三百五十九万三千円を追加し、予算総額を五億四千百四十七万三千円とするもの）

▼議案第五号、昭和四十六年度横芝町有線放送電話特別会計補正予算議定について、（才入才出ともに六十一万円を追加し、予算総額を一千四百万四千円とするもの）

▼認定第一号　昭和四十五年度横芝町一般会計決算認定について、（昭和四十五年度一般会計の才入五億一千五百十三万四千二百六十三円、才出四億八千三百二十二万一千六百七十一円、差引残高三千百九十一万二千五百九十二円の決算について議会の認定を求めるもの）

▼認定第二号、昭和四十五年度横芝町国民健康保険特別会計決算認定について、（昭和四十五年度国民健康保険特別会計の才入一億五百二十二万四千三百二十七円、才出九千百九十六万七千三百七十八円差引残高一千三百二十五万六千九百四十九円の決算について議会の認定を求めるもの）

▼認定第三号　昭和四十五年度横芝町有線放送電話特別会計決算認定について、（昭和四十五年度有線放送電話特別会計の才入一千四百七十五万八千百十一円、才出一千二百三十二万六千七百四十二円、差引残高二百四十三万一千三百六十九円の決算について議会の認定を求めるもの）

▼認定第四号、昭和四十五年度横芝町老人ホーム特別会計決算認定について、（昭和四十五年度老人ホーム特別会計の才入一千五百七十六万六千五百七十七円、才出一千五百七万二千二十円、差引残高六十九万四千五百五十七円の決算について議会の認定を求めるもの）

臨時議会

○昭和四十六年十一月四日

▼議案第一号　工事請負契約の締結について、（栗山地先に建設する町営住宅二十戸の工事を千八百三十五万円をもって、株式会社畔蒜工務店と契約するについて議会の議決を求めるもの）

○昭和四十六年十一月十三日

▼議案第一号、九十九里地域水道企業団の設定について、（山武郡市、匝瑳郡市、長生郡市の十七市町村が共同により、水道用水供給事業を行なう企業団を設立するための規約を定めるもの）

▼議案第二号、財産の取得について、（公共用建設敷地として、横芝大島地先の土地一三、八四四平方米を二千百万円で取得するため議会の議決を求めるもの）

▼議案第三号　昭和四十六年度一般会計補正予算議定について、（才入才出ともに三千七百八十万円を追加し、予算総額を五億一千七百八十八万円とするもので、支出は土地取得費と用地造成費を計上したものである。）

成人式明治神宮で

二二二名が大人の仲間入

一月十五日の成人の日は、一人前になったことを自覚しこれからの人生を自らの力で生きぬこうと、出発点にたった青年たちを祝いはげます日として、日本各地でいろいろの行事や式典が催されました本町もひと足早い一月十四日に例年どおり明治神宮で成人式典を挙行いたしました。

今年の成人者は二二二名でそのうち一〇〇名の方がこの式典に参加され、当日は、午前六時に教育委員会で用意した三台のバスに分乗し、一路東京へ向けて出発しました。午前十時明治神宮に到着した一行は昇殿参拝のあと、町長、議会副議長、その他先輩の方々からお祝いのことばをいただき、成人としての認識を新らたにしたことでしょう。これに対して成人者を代表して町原の伊東雅毅さんが誓いのことばを力強く読みあげ、最後に東町の伊藤フミ子さんがお礼のことばをのべて式は終了しました。この後、記念写真を撮って東芝科学館を見学懇親会場である船橋ヘルスセンターへと向いました。

春の火災予防運動

統一標語

「火を使う人なら
できる火の始末」

今年も二月二十九日から三月十三日まで「春季全国火災予防運動」を実施いたします昔から火災の多くは冬の十二月から春先の三月頃にかけて多いと云われ、消防庁の統計をみても、毎年この季節が火災の最も多いことがわかります。丁度この季節は雨量も少なく、空気も乾燥し、暖房器具の使用も多いことから火災が起りやすくなるのです。

消防庁では、毎年声を大にして火災の防止を呼びかけておりますが、皮肉にも新聞紙上では毎日のように一家焼出の記事、又、肉親の尊い命がうばわれたことを報じています。このような恐しい火災を防止するために次のことを充分注意して下さい。

○家庭における火災危険の認識

○火気使用器具の正しい使い方と点検整備

○バケツ一パイの水のくみ置きの励行

○たばこの投げ捨てと寝たばこの防止
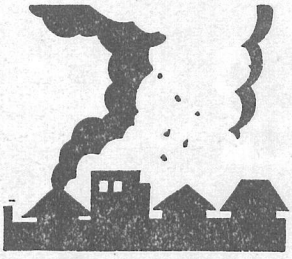
○外出時、就寝前の火の元点検